

平塚農業振興地域整備計画見直し業務委託  
仕様書

平塚市 産業振興部 農水産課

# 平塚農業振興地域整備計画見直し業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、平塚市（以下「発注者」という。）が実施する平塚農業振興地域整備計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、平塚市の農業振興地域整備計画の変更在先立ち、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」や県の「神奈川県農業振興地域整備基本方針」の変更を踏まえ、地域実情に即した農業振興地域整備計画へと見直しを行い、本市農業の健全な発展を図ることを目的とする。

### (委託期間)

第3条 本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。  
(債務負担行為に基づく複数年（令和7年度、8年度の2か年）契約とする)

### (委託料の支払い方法)

第4条 本業務の委託料支払い方法は、年度ごとの精算払いとし、成果物納品後に請求を行うものとする。

### (準拠する法令等)

第5条 本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠する。

- (1) 農地法
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律施行令及び施行規則
- (4) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (5) 土地改良法
- (6) 都市計画法
- (7) 森林法
- (8) 農用地等の確保等に関する基本指針
- (9) 神奈川県農業振興地域整備基本方針
- (10) 平塚市総合計画～ひらつかVISION～
- (11) その他の関係法令・規則・通達等

### (品質の担保)

第6条 受注者は、品質を担保することとして、次に掲げる資格を保有していることを契約

締結時に発注者に対して書類等で提示しなければならない。

- (1) 個人情報適切に管理・利用する体制が確立されていることに対して認証を受けているプライバシーマーク等の根拠
- (2) 過去10年間、他市町村において農業振興地域整備計画の見直し業務を請け負い、これを完了させたことがわかる根拠

(業務の制約)

第7条 本業務の実施にあたって、受注者は策定業務の着手にあたり事前に発注者と協議を行い、発注者の意図・目的を十分に理解し、適切な人員を配置し、最高技術を発揮するように努めなければならない。また、受注者は業務計画書に基づき適確に業務を行い、業務の途中において発注者による資料の提出または業務にかかる指示を受けた時には、速やかに対応しなければならない。

(業務の指示及び監督)

第8条 本業務を実施するにあたり、受注者は該当契約に基づき発注者が定める監督員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(業務経過報告)

第9条 本業務の実施にあたって、受注者は発注者に対し業務進捗状況を最低月1回は定例的な報告をし、発注者の指示を受けなければならない。また、緊急連絡の場合は受注者がその都度発注者に対して報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第10条 発注者は、本業務の遂行のために必要な以下の資料を受注者に無償貸与するものとする。受注者は、貸与された資料を施錠等の必要な措置によって十分な管理を実施しなければならない。また、業務完了後速やかに貸与された資料を返却しなければならない。

- (1) 地番現況図データ (Shape 形式)
- (2) 土地課税台帳データ (Excel 形式)
- (3) 都市計画基本図データ (DM、DXF、PDF 形式)
- (4) 農用地地番データ (Excel 形式)
- (5) 平塚市各種災害ハザードマップデータ (Shape 形式)
- (6) 航空写真画像データ (TIFF 形式)
- (7) 農業振興地域整備計画書及び基礎資料 (附図含む)
- (8) 現行の農業振興地域整備計画策定以降の除外・編入地番が確認できる資料
- (9) その他必要な資料

(責務)

第11条 本業務の実施にあたり、地元関係者に対して誤解を招く様な言動は慎むと共に、万が一第三者に与えた損害賠償並びに紛争等の解決は、受注者の責任において、誠意をもって処理しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 本業務の過程及び結果から知り得た内容及び結果等は、第三者に漏らしてはならない。

(配置技術者要件)

第13条 本業務の目的、発注者の意図を十分理解したうえで、本業務の履行に必要な知識・技術を要する者を技術者として配置しなければならない。なお、本業務は多岐にわたる地図データを活用して作業を実施することから、作業成果の品質を担保するため、空間情報総括監理技術者を作業体制に含むものが望ましい。

(損害賠償)

第14条 本業務実施中に受注者の責めに帰すべき理由で生じた事故や過失等により発注者に損害を与えた場合は、その損害を受注者は賠償しなければならない。

(完了検査)

第15条 受注者は業務完了後に、完成届等の関係書類の一式を発注者に提出し、発注者による完了検査を次の日程までに受けなければならない。なお、検査時に成果品に誤りや不備が発見された場合は、受注者の責任において速やかに成果品の訂正を行い、再検査を受けなければならない。

令和7年度の完了検査終了…令和8年3月17日まで

令和8年度の完了検査終了…令和9年3月17日まで

(履行期限及び納入場所)

第16条 本業務の履行期限は次のとおりまでとし、納入場所は平塚市産業振興部農水産課とする。

令和7年度の成果物納入期限…令和8年3月31日まで

令和8年度の成果物納入期限…令和9年3月31日まで

(成果品の帰属)

第17条 成果品の帰属はすべて発注者にあるものとする。また、契約事項以外に利用してはならない。

(成果品の瑕疵)

第18条 業務完了後といえども成果品に不良個所が発見された場合には、該当成果品の完了検査を受けてから二年を経過する日までに限り、受注者の負担により必要な修正を行わなければならない。

(疑義)

第19条 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合、受注者は発注者の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

## 第2章 業務内容

(業務数量)

第20条 本業務の数量は以下のとおりとする。

- (1) 平塚市行政面積：67.88 km<sup>2</sup>
- (2) 平塚市農業振興地域面積：2,668ha
- (3) 平塚市農業振興地域内農用地区域面積：1,068ha

(業務スケジュール)

第21条 本業務のスケジュールは以下のとおりとする。

No.	作業工程	作業期間
1	計画準備	令和7年10月
2	基礎資料収集	令和7年10月～令和8年2月
3	農用地地番精査	令和7年10月～12月
4	除外及び編入候補地の検討	令和8年1月～2月
5	基礎調査の結果資料作成	令和8年3月
6	県協議用図面修正	令和8年5月～6月
7	農業振興地域整備計画書作成	①令和8年5月～6月（県協議時） ②令和9年2月（計画策定時）
8	管理用図面作成	令和9年1月～3月

(計画準備)

第22条 本業務の目的を理解したうえで、作業工程、実施手法、体制等について明確にした業務計画書を作成し発注者の承認を得なければならない。

(資料収集整理)

第23条 本業務の履行に必要な資料を収集し、受注者の作業環境で円滑に利用可能となるよう資料整理やデータ編集を行うものとする。

(農用地地番精査)

第24条 現況農用地の把握を目的として、以下のとおり農用地地番の精査支援を行うものとする。

- (1) 農用地地番データに現行の農業振興地域整備計画策定以降の一般管理による除外を反映させた後、土地課税台帳データとの照合を行う。
- (2) 照合時に生じた不一致は地番・地目・地積等の事由別に整理し報告する。
- (3) 不一致調査は発注者が行い、調査結果を受注者に提供する。
- (4) 発注者の不一致調査完了後、確定した農用地地番データを基に以下の資料を作成する。
  - ア) 土地利用現況図
  - イ) 地区別・用途別の面積集計結果

(除外及び編入候補地の検討)

第25条 土地利用現況図や航空写真等を参考に、以下のとおり本市の農業上の土地利用の検討を支援するものとする。

- (1) 机上調査により、以下の観点から農用地区域からの除外、編入の候補地選定を行うものとする。
  - ア) 農業振興地域内農用地区域外農地を含む農地の連坦性
  - イ) 基盤整備実施の状況
  - ウ) 道路整備事業等による公益性の高い事業の用に供する土地への変遷
  - エ) 前回総合見直し時の土地利用計画検討結果
  - オ) 本市所有の各種災害ハザードマップによる災害危険区域への指定状況
  - カ) その他本市の方針等
- (2) 前項の選定結果に基づき、農用地利用計画変更位置図、変更詳細図、除外候補地一覧を作成するほか、農用地区域の面積の集計を行う。

(基礎調査の結果資料作成)

第26条 本市の現状を調査分析し、農林水産省が定める参考様式に基づき、下表のとおり基礎調査資料及び附図を作成し、附図は将来的な利活用を考慮しShape形式とする。

調査項目	内容	附図
地域の概況	立地条件、本市の人口及び産業経済の動向及び見通し、地域の開発構想、農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要、農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況	
農業生産の現況及び見通し	重点作目の概要、農業生産の動向及び見通し	
土地利用の現況及び見通し	農業振興地域の土地利用の動向及び見通し、森林の混牧林地としての利用可能性	
農業生産基盤の現況及び見通し	農地の整備率、農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況	農業生産基盤整備状況図
農用地等の保全及び利用の現況及び見通し	経営体数の動向及び見通し、耕地の拡張及びかい廃、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況、農用地利用集積の現況及び見通し、権利移動の動向—農用地等の流動化諸方策別、農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向、農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積	農用地等保全整備状況図
農業近代化施設整備の現況及び見通し	農業近代化施設の整備状況	農業近代化施設整備状況図
農業就業者育成・確保の現況及び見通し	新規就農者の動向及び見通し、農業就業者育成・確保施設の状況	農業就業者育成・確保施設整備状況図
就業機会の現況及び見通し	農業従事者の他産業就業の動向及び見通し—専兼業等別、農業従事者の就業の現況—他産業別、農村産業法等に基づく開発計画の概要、農業従事者に対する就業相談活動の現況、企業誘致及び企業誘致活動の現況	
農村生活環境の現況及び見通し	農村生活環境整備事業等の実施状況、農村生活環境整備の問題点	農村生活環境整備状況図
森林の整備その他林業の振興	林業の概況、農業振興と林業振興の関	

との関連に関する現況及び見直し	連に関する現状と問題点、林業の振興に関する諸計画の概要	
地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況	協定制度の実施状況、交換分合	
農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等	推進体制図、財政状況、その他参考となる事項	

(県協議用図面修正)

第27条 発注者の指示により、令和7年度に作成した農用地利用計画変更位置図、変更詳細図の修正を行うものとする。

(農業振興地域整備計画書作成)

第28条 基礎調査の結果を踏まえ、農林水産省が定める参考様式に基づき、下表のとおり農業振興地域整備計画書及び附図を作成し、附図は将来的な利活用を考慮し Shape 形式とする。

計画項目	内容	附図
農用地利用計画	土地利用区分の方向、農用地利用計画	土地利用計画図
農業生産基盤の整備開発計画	農業生産基盤の整備及び開発の方向、農業生産基盤整備開発計画、森林の整備その他林業の振興との関連、他事業との関連	農業生産基盤整備開発計画図
農用地等の保全計画	農用地等の保全の方向、農用地等保全整備計画、農用地等の保全のための活動、森林の整備その他林業の振興との関連	農用地等保全整備計画図
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策、森林の整備その他林業の振興との関連	
農業近代化施設の整備計画	農業近代化施設の整備の方向、農業近代化施設整備計画、森林の整備その他	農業近代化施設整備計画図

	林業の振興との関連	
農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向、農業就業者育成・確保施設整備計画、農業を担うべき者のための支援の活動、森林の整備その他林業の振興との関連	農業就業者育成・確保施設整備計画図
農業従事者の安定的な就業の促進計画	農業従事者の安定的な就業の促進の目標、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策、農業従事者就業促進施設、森林の整備その他林業の振興との関連	
生活環境施設の整備計画	生活環境施設の整備の目標、生活環境施設整備計画、森林の整備その他林業の振興との関連、その他の施設の整備に係る事業との関連	生活環境施設整備計画図

(管理用図面作成)

第29条 農用地管理を目的として地番現況図に農用地区域、農用地等を表示した管理用図面を作成する。出力仕様は発注者との協議により決定し、原則、紙媒体の資料と Shape データとする。

(打合せ協議)

第30条 発注者との連絡を緊密に保つとともに、本業務を円滑かつ適切に履行するため、適宜打合せ協議を行う。受注者は、打合せ協議の内容を記録し、発注者と確認する。

### 第3章 成果品

(成果品)

第31条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

【令和7年度】

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 業務報告書                         | 1式 |
| (2) 土地利用現況図 (PDF データ)             | 1式 |
| (3) 農用地利用計画変更位置図及び変更詳細図 (PDF データ) | 1式 |
| (4) 基礎調査資料 (紙・Word データ)           | 1式 |
| (5) 基礎調査資料附図 (紙・PDF データ)          | 3部 |

【令和8年度】

(1) 業務報告書	1 式
(2) 農用地地番データ (Excel データ)	1 式
(3) 農業振興地域整備計画書 (紙・PDF データ)	20 冊
(4) 農業振興地域整備計画書附図 (紙・PDF データ)	3 部
(5) 土地利用計画図 (紙・PDF データ)	10 部
(6) 管理用図面 (紙・JGD2011 対応 Shape データ)	1 式

以上